

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第352号)

平成17年2月14日

横情審答申第352号
平成17年2月14日

横浜市長 中田 宏様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
く諮問について（答申）

平成16年1月9日環保水第229号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第60条第1項、第2項、
第3項の規定による届出及び報告について（平成15年度環保水第148号）
(計量証明書及び調査現場写真を除く)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第60条第1項、第2項、第3項の規定による届出及び報告について（平成15年度環保水第148号）（計量証明書及び調査現場写真を除く）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」第60条第1項、第2項、第3項の規定による届出及び報告について（平成15年度環保水第148号）（計量証明書及び調査現場写真を除く）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成15年11月5日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、土壤汚染の対策工事や調査・分析にかかわった法人名（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした処分の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書のうち本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号アに該当するため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

本件申立文書のうち、法人名、法人のマーク、法人の郵便番号・所在地・電話番号・ファックス番号、指定調査機関の指定番号、指定調査機関の指定についての通知番号、産業廃棄物処分業許可証の許可番号及び産業廃棄物収集運搬許可証の許可番号等取引先法人名が判別できる情報については、法人の取引に関する情報であり、土壤汚染の対策工事や調査・分析等について、受託した取引先法人に対し、第三者により、受託したことやその方法等について不必要的圧力が加わることなど、当該取引先法人の事業活動を損なうおそれがあるため、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

法人名等が非開示となっていても、土壤汚染に関する調査方法や調査結果、処理方法等については開示しているため、土壤汚染対策が適切になされたことは確認できることから、人の生命、健康、生活又は財産の保護という観点からは必要かつ十

分な条件を満たしており、本号ただし書には該当しないと判断した。

(3) 条例第15条第2項の適用について

条例第15条第2項は、情報を開示する際、当該第三者に意見を述べる機会を与えるものであるので、本件では、委託先法人に係る情報は非開示としたため、適用はしなかった。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分のうち、法人名を非開示とした部分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 土壤汚染は「公害」であり、人の生命、健康、生活、財産に悪影響を与えるからこそ環境保全局公害対策部水質地盤課（以下「水質地盤課」という。）は汚染された土地の所有者や事業者に汚染拡散防止装置を行政の立場から指導しているのだから、条例第7条第2項第3号ただし書が当然適用される。ここで、このただし書を適用し、届出事業者の法人名だけは開示していながら、その取引先である土壤汚染の調査会社・分析機関、処理対策を請け負った企業、汚染土壤の最終処分先を開示しないのは、このただし書を適正に適用していない。
- (3) 本件申立文書は請負金額や工事単価が記載されている文書ではなく、競争上の地位や正当な利益を害する情報だとは認められない。仮にこうした「取引先の法人名を公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害した」という前例があるのなら具体的に示せ。
- (4) さらに付け加えれば、水質地盤課の担当職員は条例第15条第2項の通知をせず、同規定に基づく、第三者である取引先法人に対する意見書提出の機会を与えたかった。これはこの通知に要する手間を厭う担当職員の怠慢による所業としか考えられない。開示しない理由として、「取引先法人が競争上の地位や正当な利益を害するおそれがある」と説明するのなら、ここで実際に当該法人に意見を聞くべきだ。それなのに第三者の意見を聞こうともせず、横浜市の担当職員の勝手な判断で取引先法人名を隠したことは不當である。
- (5) 申立人は、該当の土壤汚染の調査を担当した取引先企業名を偶然にも市職員の単純ミスにより知ってしまったが、その後、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する結果になったか。まずそんなことにはなっていないだろう。横浜市職員の単純ミスによって企業名を開示されてしまった調査会社に対しても「法人

の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある、と主張する法人情報を開示してしまったことについて謝罪しなければならない。横浜市職員はおそらく、こうしたケースにおいても当該法人に謝罪することなく、不意に開示したことも通知していないに違いない。

- (6) 土壤汚染の状況や処理対策はもとより、処理対策工事の請負業者や調査分析機関、汚染土壤の処分先など、具体的にどの企業が担当したかを明らかにすることは、責任の所在を明確にするという点で、市民の健康や財産を保護するために必要な情報である。土壤汚染が判明した土地の汚染土壤が、どこの調査会社で調査を実施し、どこの浄化会社でどのような対策を講じ、最終的に汚染土壤がどこに運ばれどのような処分方法がなされたのかを開示することは、公益上必要なことであり、公表して当たり前のことであると考える。汚染原因の事業者を公表することによって、風評被害や、金融機関から担保として土地の価値を認めてもらえないなどの懸念がないとは言えないため、届出事業者を隠すというのならまだ説明がつくが、横浜市の決定は届出事業者だけはなぜか明らかにしているのだから、まったく理解に苦しむ。
- (7) 川崎市、東京都内の区役所、千葉市では、同様の土壤汚染に係る開示請求において取引先法人名を隠したりはしていないし、取引先法人名を明らかにしたことによって不都合が生じたという話も聞いていない。横浜市だけが取引先法人名を隠している。ちなみに、さいたま市は第三者に意見を聞く通知を出している。市民の健康を守るための情報を提供することが大切か、特定の取引先企業名の情報を守ることが大切か、どちらを優先させるのかを横浜市に問い合わせたい。
- (8) 申立人は、本件申立文書一式が、「ただし書」に該当する文書であると認識している。文書一式が「ただし書」に該当する文書であるからこそ、横浜市は条例に基づいて、一民間事業者の土壤汚染に関する届出書類を開示請求者の閲覧に供してきたのではなかったか。
- 逆に、本件申立文書一式が「ただし書」に該当しない情報であるとすれば、土壤・地下水の汚染事業者が浄化対策について、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づく、横浜市の指導を得るために提出した届出書類を、あえて開示請求者の閲覧に供することは、条例上も不可能だったのではないか。
- (9) 本件申立文書には、土壤汚染の浄化対策にかかる施工者、調査分析機関などの名称の記載があるに留まり、工事や調査の請負金額・契約金額、あるいは工事単価

が明記されているわけでは決してない。これで、取引に関する情報が記載されていると言いかえるだろうか。ここで言う取引情報は労働やサービス・商品への対価としての金銭の授受について、明確に示した情報のことを言うのではないか。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）第60条では、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとするときは土地の区画形質の変更に係る計画等を知事に届け出ること（第1項）、土地の区画形質の変更を実施する前に特定有害物質使用地における土壤の特定有害物質による汚染状況に係る調査を実施し、その結果を知事に報告すること（第2項）、特定有害物質使用地の土壤が基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の区画形質の変更に伴う当該汚染された土壤に起因する公害を防止するために必要な計画を作成し、知事に提出すること（第3項）等が定められている。これらの事務については、事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）の規定により、実施機関が処理することとされている。

本件申立文書は、特定有害物質使用地において土地の区画形質の変更を行おうとする事業者から神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく届出・報告として実施機関に提出された文書を供覧したものであり、起案用紙、起案本文、特定有害物質使用地に係る地区画形質変更等届出書（位置図、敷地配置図及び特定有害物質の使用状況調査記録表を添付）、特定有害物質使用地に係る土壤調査報告書（土壤調査機関作成の土壤調査報告書（平成15年7月分及び平成15年9月分）を添付）及び特定有害物質使用地に係る公害防止計画書（土壤修復工事請負業者作成の土壤修復工事計画書を添付）で構成されている。

(2) 当審査会の判断部分について

実施機関は、本件処分により条例第7条第2項第2号に該当するとして個人の氏名及び肩書を、同項第3号アに該当するとして法人名、法人マーク、法人の郵便番号・所在地・電話番号・ファックス番号、指定調査機関の指定番号、指定調査機関の指定についての通知番号、産業廃棄物処分業許可証の許可番号及び産業廃棄物収集運搬許可証の許可番号等取引先法人名が判別できる情報を、同項第4号に該当するとして法人代表者印の印影を非開示としている。このうち、申立人は、本件申立部分に限り異議を申し立てているものであるが、実施機関が条例第7条第2項第3

号アに該当するとして非開示とした情報は法人名と一体の情報と考えられるため、併せて判断することとする。

(3) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記録されている法人の取引情報を開示すると、当該取引先法人の事業活動を損なうおそれがあるため、本号アに該当するとしている。

ウ 一般的に、法人等の取引先に関する情報は、当該法人等の事業活動の内容、規模、顧客の開拓等を具体的に把握できる情報であるため、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 本件処分で実施機関が非開示とした情報は、敷地配置図の作成業者、特定有害物質の使用業者、土壤調査機関、土壤修復工事請負業者、汚染土壤運搬業者及び汚染土壤処分業者の名称等である。これらの法人は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第60条第1項、第2項及び第3項の届出・報告を行った業者の取引先であり、このような情報を開示すると当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号アに該当する。

(4) 条例第7条第2項第3号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号ただし書では、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」として、条例上保護すべき法人等に関する情報であっても、公益上の必要性が認められる場合は開示することを規定している。

ここで規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、一般的に、事故や災害等による危害の発生を未然に防止し、現に発生している当該危害を排除し、若しくは当該危害の拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために有用な情報を指すと考えられる。

イ 本件申立文書に記録された情報のうち、特定有害物質の使用状況等、土壤調査の調査概要、調査方法及び調査結果並びに土壤修復工事の基本計画及び施工計画については、本件処分により既に開示されており、これらの情報によって、特定有害物質の汚染状況や汚染土壤の処理処分計画等が明らかとなっている。

そうであるとすれば、本件申立文書に記録されている法人の取引情報は、本号ただし書に規定する公にすることが必要であると認められる情報に該当するとはいえない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書のうち、法人名、法人マーク、法人の郵便番号・所在地・電話番号・ファックス番号、指定調査機関の指定番号、指定調査機関の指定についての通知番号、産業廃棄物処分業許可証の許可番号及び産業廃棄物収集運搬許可証の許可番号等取引先法人名が判別できる情報を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年1月9日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成16年1月23日 (第27回第一部会) 平成16年1月30日 (第28回第二部会)	・諮問の報告
平成16年1月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月1日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年12月17日 (第52回第一部会)	・審議
平成17年1月7日 (第53回第一部会)	・審議
平成17年1月21日 (第54回第一部会)	・審議